

○地域安全活動推進要領の制定について(通達)

(平成 25 年 1 月 24 日岡生企第 49 号/岡地第 31 号警察本部長例規)

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり地域安全活動推進要領を制定し、平成 25 年 1 月 24 日から施行することとしたので、効果的な諸施策の推進に努められたい。

なお、地域安全活動の推進について(通達)(平成 6 年 6 月 15 日岡防第 272 号、岡地第 378 号例規)は、廃止する。

別添

地域安全活動推進要領

第 1 趣旨

この要領は、地域における犯罪、事故及び災害(以下「犯罪等」という。)による被害を未然に防止し、地域住民の生活の安全を守るための地域安全活動の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、地域安全活動とは、安全で住みよい地域社会を実現するため、地域住民、警察、地方公共団体等が連携し、地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪等による被害を未然に防止する活動をいう。

第 3 地域安全活動の基本的考え方

1 地域住民の視点に立った犯罪等の未然防止活動

安全で住みよい地域社会を実現するためには、地域で多発し、又は地域住民の不安感が強い犯罪等による被害の未然防止に重点を指向するなど、地域住民の視点に立った活動を推進することが重要である。

2 地域住民による自主的取組の推進

地域安全活動は、幅広い世代の地域住民が自らの生活の安全を守ろうとする自主的な活動として推進されることによって効果が上がるものであり、地域安全活動に参加する地域住民を支援し、その活性化を図る必要がある。

3 地域住民の活動に対する積極的支援等

地域住民による地域安全活動を効果的に推進するためには、警察による支援と連携が不可欠であり、また、活動の活性化を促進するためには、地方公共団体、関係機関、事業者等からの積極的な支援が必要である。

第 4 地域安全活動の推進要領

1 地域住民による地域安全活動に対する警察の支援

警察は、犯罪の起きにくい社会づくりにもつながる別表に掲げる地域住民による地域安全活動例について、次の支援活動を行うよう努めるものとする。

(1) タイムリーな地域安全情報の提供

地域住民に身近な犯罪等の発生状況に関する情報、犯罪類型別の防犯上の専門的知識及び地域の安全確保に必要な情報(以下「地域安全情報」という。)をタイムリーに提供すること。

(2) 専門的な知識及び経験に基づいた助言

地域安全活動の推進方法、地域安全推進員の研修、防犯診断、優良防犯器具等について、専門的な知識及び経験に基づいた助言を行うこと。

(3) 防犯ボランティア団体の結成促進

地域住民、事業者等に対して、地域の連帯感や絆の強化に資する取組として、子どもの見守り活動、自主防犯パトロール、高齢者保護活動等の防犯ボランティア活動の実践とその活動の基盤となる防犯ボランティア団体の結成の促進を図ること。

(4) 重層的に整備された防犯ネットワークとの連携

犯罪類型、被害者類型ごとの各防犯ネットワークに参加している地域住民、防犯ボランティア団体、事業者等に対して、個別のネットワークに関する取組のみならず、幅広い地域安全活動の実践を呼び掛けるなど、地域安全活動実践者の裾野の拡大を図ること。

(5) 地域の事業者及び職域防犯団体への要請

地域の事業者及び職域防犯団体に対して、業種の特性を生かした会議の開催、重層的な防犯ネットワークへの参加と支援を要請すること。

(6) 地方公共団体への働き掛け

地域住民からの要望に対する適切な措置、地域安全活動に係る事業費の補助、防犯ボランティア団体に対する助成、犯罪多発場所における防犯カメラの設置等について、地方公共団体への働き掛けに努めること。

2 警察による地域安全活動

各部門が緊密な連携の下に総合力を発揮し、地域住民による地域安全活動との連携に配慮しつつ、次のような活動を行うこと。

(1) 生活安全警察及び地域警察部門

生活安全警察部門は、地方公共団体単位の地域安全活動、犯罪等の起きにくい道路及び公園の整備等の新たな形態の活動等を実施するとともに、地域安全活動の総合的かつ効果的な推進を図る。

地域警察部門は、地域における生活安全センターである交番・駐在所を拠点として、危険箇所のパトロール、防犯診断、防犯広報等の地域安全活動を推進する。

(2) その他の部門との連携と体制の確立

警察による地域安全活動の推進については、生活安全警察部門及び地域警察部門が中心となり、刑事警察部門、交通警察部門等との密接な連携の下に、総合力を発揮することのできる体制を確立する。この場合、特に、犯罪発生時の現場臨場、交通の危険箇所の把握及び情報の収集についての連携を強化する。

第5 地域安全活動推進上の留意事項

1 防犯ボランティア団体等による自主的活動

地域住民の地域安全活動は、防犯ボランティア団体等による自主的活動が中心となるが、その活動は、地域住民の任意の協力を得て地域社会のために推進するものであり、運用に当たっては、この点に十分配慮すること。

2 プライバシーの保護

地域住民の私生活に踏み込むことは厳に戒めるとともに、収集した情報の適切な管理に努めるなど、プライバシーの保護に十分配慮すること。

3 地域の連帯感・絆の強化にも配慮した地域安全活動の展開

あいさつ運動、祭礼、催し物等の地域行事、公園や河川の清掃、自主防犯パトロール、各種ボランティア活動等の人と人が出会う場の提供を始めとした地域の連帯感と絆の強化に資する行事等の企画にも配慮すること。

4 表彰

警察署長等の上級幹部は、地域安全活動の推進に功労があったと認められる地域住民、防犯ボランティア団体等に対し、積極的な表彰を行うこと。

別表

地域住民による地域安全活動例

1 地域安全情報の提供等

- (1) 地域住民の要望・意見の集約
- (2) 地域安全情報の地域住民へのタイムリーな伝達

2 犯罪等の発生防止活動

- (1) 鍵かけの励行などの自主防犯活動の実践
- (2) 地域における連帯感と絆の強化にも資する声かけ運動、あいさつ運動等の実践
- (3) 地域ぐるみによる祭礼、催物等の開催及び警戒活動の実践
- (4) 地域社会に貢献できるボランティア活動への参加や防犯ボランティア団体の結成
- (5) 犯罪類型及び被害者類型ごとの防犯ネットワークへの積極的な参加と、それぞれの立場での具体的な防犯活動の実践

(6) 子どもの見守り活動、夜間パトロール及び危険箇所パトロールの実施

(7) 地域安全活動に関する座談会の開催

(8) 情報発信活動及び広報の実施

3 社会的弱者に対する保護連絡活動

- (1) 独居老人宅等への訪問連絡
- (2) 非常災害時における確認及び連絡

4 犯罪等に強い居住環境整備活動

- (1) 犯罪に遭いにくい住宅等の設計
- (2) 危険箇所の改善に係る地方公共団体等に対する働き掛け
- (3) 犯罪等の起きにくい道路及び公園の普及並びに犯罪多発場所における防犯カメラの設置に係る地方公共団体等への働き掛け
- (4) 有害環境の浄化促進
- (5) 自転車防犯登録の促進